

# 私のしごと館の概要

1 私のしごと館の概要 .....	1
2 私のしごと館の運営状況(平成20年9月～) .....	2
3 株式会社コングレの主な取組状況 .....	3
4 私のしごと館の施設の概要 .....	4
5 私のしごと館の用地に関する用途規制等について .....	5
6 私のしごと館の施設の運営費及び維持費用(平成19年度実績から試算)・・・	6

# 1 私のしごと館の概要

- 主として中学生・高校生を対象に、職業意識の効率的かつ効果的な形成等を図るため、様々な職業体験機会、体系的な職業情報及び相談等をワンストップで提供。
- 早期の段階から若年者の職業意識形成を支援する施設として、キャリア教育等推進プラン※(平成19年5月29日)にも明記。

※キャリア教育等推進会議(青少年育成担当大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣で構成)決定

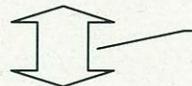
- ・ 関西文化学術研究都市(京都府)に、平成15年3月プレオープン、同年10月グランドオープン(平成6年3月用地取得、平成12年2月建設着工)
- ・ 雇用保険料(事業主負担分)及び入館料等で運営
- ・ 建設費 581億円
- ・ 運営費交付金支出額 12.9億円、自己収入額 1.7億円(平成19年度)
- ・ 来館者数 32.4万人(平成19年度)
- ・ 平成20年9月からは、運営を株式会社コングレに委託

## 展示・体験事業

関係業界団体等の協力を得ながら、

- ①「職業人として必要な意識・心構え」の理解
- ②「ものづくり」や「サービス」等約40職種の実体験
- ③プロの職業人による実演・実技の見聞、挑戦の機会を提供

機械工作の仕事の体験風景



職業体験や職業適性検査、キャリア・コンサルティング等を組み合わせたコース設定等を通じた連携



個々人の適性に  
応じた進路・職業  
選択等の実現



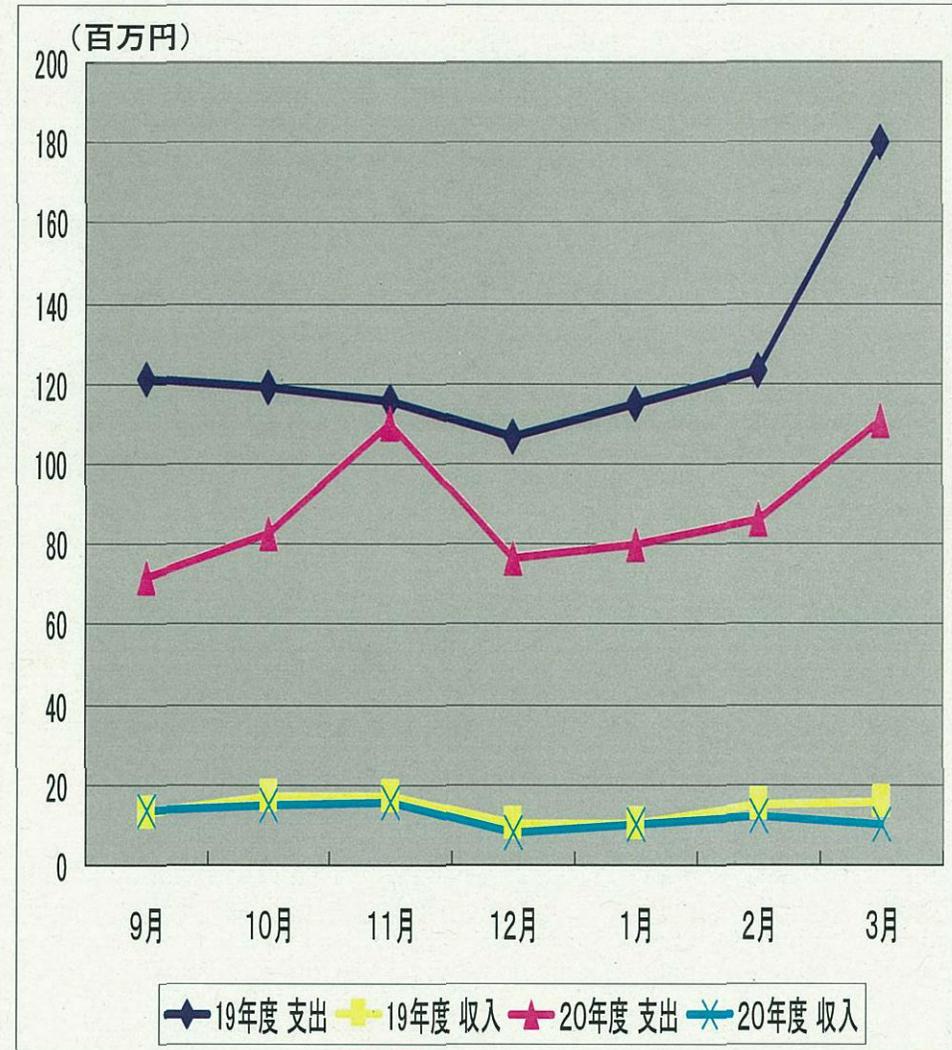
職業適性検査・職業情報の提供、キャリア・コンサルティングの実施、セミナーの開催等

## 2 私のしごと館の運営状況(平成20年9月～)

### 来館者数



### 収支



※平成19年度は、雇用・能力開発機構の実績、平成20年度は、株式会社コングレからの報告に基づき作成

### 3 株式会社コングレの主な取組状況

#### ◎職業体験職種を追加

- 大工のしごと(平成20年11月～)
- 植木職人のしごと(平成20年11月～)

#### ◎個人客の集客を強化するためイベント等を開催

- 京都サンガFC「ふれあいサッカー教室」
- コンサートが出来るまで「京都市交響楽団メンバーによるしごとオーケストラ」
- ゴスペル クリスマスコンサート
- アート書道・ライブパフォーマンス
- ファッションモデルのしごと
- 雇用・能力開発機構が主催するイベントへ「職業体験」のブース出展 等



## 5 私のしごと館の用地に関する用途規制等について

### 建築、用途変更の制限

精華町及び木津川市の条例により、以下の建築物を建築し、又は以下の建築物に用途変更することを制限

- 1 住宅、兼用住宅、共同住宅及び寄宿舍(研究所及び研修所に附属する研究者等のための居住施設及び研究用住宅等は除く)、下宿
- 2 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち建築基準法施行令で定めるもの(研究所及び研修所に附属するもの、又は床面積が1,500平方メートル以下は除く)
- 3 ホテル及び旅館(研究所及び研修所に附属する宿泊施設は除く)
- 4 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設(研究所及び研修所に附属する施設は除く)
- 5 カラオケボックスその他これに類するもの
- 6 マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- 7 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 8 劇場、映画館、演芸場及び観覧場(研究所及び研修所に附属するものは除く)
- 9 幼稚園、小学校、中学校
- 10 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 11 公衆浴場
- 12 診療所
- 13 自動車教習所
- 14 自動車車庫(附属車庫は除く)
- 15 倉庫業を営む倉庫
- 16 畜舎(15平方メートル以下は除く)
- 17 自動車修理工場
- 18 法別表第二(リ)項第三号に掲げる事業を営む工場
- 19 法別表第二(リ)項第四号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの

※18.19は、引火性ガスや溶剤、材料等の工場、危険物の貯蔵又は処理施設など

### 景観法の制限

京都府景観条例による景観形成上の制限

緑化面積 敷地の30%以上  
壁面後退 精華大通り境界から40m以上

### 高さの制限

精華町及び木津川市の条例により、建物の高さを制限

建物高限度 31m以下

### 大規模小売店舗の制限

精華町及び木津川市の条例により、大規模小売店舗の建築を制限

建物内の店舗総床面積が1,000㎡超  
集客施設の総床面積が10,000㎡超

〔なお、しごと館西部に誘導地区があり、ホームセンター、スーパーマーケット、家電量販店、レストラン等が進出〕

## 6 私のしごと館の施設の運営費及び維持費用（平成19年度実績から試算）

施設を何らかの事業に活用した場合に最低減必要な運営費  
254,553千円+ $\alpha$ （年間）

- 維持管理費 118,934千円
  - ・機械による警備 756千円
  - ・植栽保守 4,662千円
  - ・館内設備点検保守 18,764千円  
（エスカレーター、エレベーター等）
  - ・館内設備運転監視 47,124千円
  - ・館内及び駐車場警備 30,618千円
  - ・館内清掃 17,010千円
- 光熱水料 27,833千円+ $\alpha$   
（電気及び水道の基本料金）
  - ・使用料金  $\alpha$  円
- 火災保険料 2,900千円  
（建物火災保険料）
- 固定資産税及び都市計画税 104,886千円（※）  
（※非課税措置がなくなった場合）

施設を閉鎖した場合の維持費用（年間）  
123,081千円

- 維持管理費 5,418千円
  - ・機械による警備 756千円
  - ・植栽保守 4,662千円
- 光熱水料 9,877千円  
（電気及び水道の基本料金）  
※最低限必要な電力での契約に変更
- 火災保険料 2,900千円  
（建物火災保険料）
- 固定資産税及び都市計画税 104,886千円（※）  
（※非課税措置がなくなった場合）

（※）固定資産税及び都市計画税については、現在は、地方税法により、「私のしごと館事業」に供する固定資産（事務所部分を除く。）が非課税とされており、事務所部分に係る課税（19,216千円）がされている。

今後、「私のしごと館事業」を廃止することにより、非課税措置がなくなった場合には、課税額が104,886千円となることが試算により見込まれる。